

1 条例名称の改正

【改正の経緯】

- 平成30年6月 スポーツ基本法及び国民の祝日に関する法律を改正
世界的に広く用いられている「スポーツ」の語を基本的に用いるべく、「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」、「体育の日」を「スポーツの日」と改める等の改正が行われた。
- 令和2月1月 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律が施行（体育の日→スポーツの日）
- 令和5月1月 スポーツ基本法の一部を改正する法律が施行（国民体育大会→国民スポーツ大会）

スポーツ基本法や国民の祝日に関する法律の改正に加え、2025年に世界陸上及びデフリンピックが開催されるなど、都を取り巻くスポーツ行政の実情を踏まえ「東京都体育施設条例」を「東京都スポーツ施設条例」に改正

2 東京辰巳アイスアリーナの新設

東京辰巳国際水泳場を廃止し、新たに東京辰巳アイスアリーナの名称、位置及び利用料金の上限額を規定

3 駒沢オリンピック公園総合運動場体育館の改修

駒沢オリンピック公園総合運動場体育館の改修に伴い、利用料金の上限額等を規定

4 施行期日

令和6年4月1日

ただし、東京辰巳アイスアリーナの新設に係る改正規定は東京都規則で定める日